

- 「現在の (current)」私的社會給付に対する税制優遇措置。これらの税制優遇措置は、当該年における私的社會給付を奨励することを目的としている。任意の私的失業給付、医療保険や NGO による給付などがある²¹。現在の私的給付を奨励する税制優遇措置は、アメリカにおいて最も広く行き渡っている。1997 年において、雇用に基づく医療保険および医療費に対する税制優遇措置の価値は、GDP の 0.8% 以上におよぶ。
- 年金に対する税制優遇措置。社会目的のための税制優遇措置は、私的年金の採用を奨励することを目的とする政策を含む。私的年金保険料（拠出金）にたいする所得控除や、年金基金の資産収入への税制優遇措置などがあり、このような税制優遇措置の額は相当大きいものでありうる。たとえば、カナダでは私的年金基金制度（登録年金制度 RPPs や登録退職貯蓄制度 RRSPs）の資産収入に対する税負担の軽減措置は、1997 年に GDP の約 0.4% にのぼる。

44. 私的年金の採用を奨励する、社会目的のための税制優遇措置 (TBSPs) は、私的年金への拠出金の所得控除や年金基金の資産収入に対する租税負担の軽減措置を含む。契約貯蓄の形態にしたがってさまざまな段階で与えられる税控除の計算のその複雑さゆえ、年金にたいする税控除の価値にかんする比較可能なデータは全く存在しない (Adema 他, 1996)。そこで、年金にたいする税控除の推計に関しては、次節以降の推計概要には含めず、覚書として示す。とはいえ、(総合的な所得課税標準により) そうした推計が入手可能な国において、年金への社会目的のための税制優遇措置 (TBSPs) の価値はかなり大きい。私的年金に対する税制優遇措置の価値は、GDP 比で 1% から 2.4% の幅にあると推計されている。比率の小さい方から、アメリカ、オランダ、オーストラリア、アイルランド、カナダ、イギリスとなる。2 節で述べられたように、これらの国は私的年金給付が最も重要である国でもある²²。

45. 税制優遇措置がどれほど私的制度の浸透を促すのに役立っているのか、あるいは税制優遇措置がその効率性に議論の余地がある高価な私的制度に資金供給する役割をどれほど果たしているのか、について明確にすることは難しい。税の優遇措置は確実に個人の行動を変化させ、そして特定制度を採用するように影響を与えるための手段を政府に与えるが、国民全体で追加的な貯蓄を誘発することはなさそうである。たとえば、1980 年代の終わりにアメリカでは個人退職勘定が導入された。この制度に対する税制優遇措置は、確実にその制度に対する人気を高めたが、1990 年において、全制度への

²¹ 例えば 1997 年のアメリカにおける NGO への寄付に対する免税額はおよそ 200 億ドルになる。

²² ここには他の貯蓄への税制優遇措置、たとえば生命保険に対する制度などは社会的という範疇にあるとはみなされないので、ここに含まれていない (附録 1 を参照のこと)。

82%の拠出は、他の職域制度からの「鞍替え拠出(rollover contributions)」であったことに示されるように、新たな貯蓄の増加はほとんど無かった (Adema and Einerhand, 1998)。

表 5 社会目的の税優遇措置 (TBSPs) 1997年 (対 GDP 比)

4. 国際比較

4.1 分析枠組み：概略

46. 支出指標の国際比較を容易にするために、グロスでみた給付そしてこれまでに議論された税に関する情報が、純社会支出指標を導出するための一つの枠組みの中に統合される。表 6 は、この枠組みの概略を示している (以下、括弧内の数値やアルファベットは、表 5 の適当な行を示す)。

47. まず、粗公的社会支出 (1) から、財務省によって国庫に還流する公的給付にかかる直接税、および公的給付をもとに消費された財にかかる間接税の推計値を差し引き、純直接公的社会支出 (2) が得られる。次に、社会目的のための税制優遇措置 (年金に関するものを除く) で現金給付に類似しているもの (T1) は消費のために使われるので、これらの項目についての間接税の推計値が差し引かれ、現金給付に類似したネットでみた社会目的のための税制優遇措置 (TBSPs) が得られる (4)。当該年の私的給付にたいしての TBSPs の値 (T2) が加算され、現在の純公的社会支出 (6) が得られる。政府の観点からすれば、純公的社会支出の方が、社会分野における財政的な努力および給付の受給者に再配分されたネットでみた社会的成果の割合について、よりはっきりしている。

48. 政府による管理の下で提供される社会的援助を計測するには、義務化されている私的制度も含められるべきで、またそれらの給付もまた直接税と間接税の対象となっていることが考慮されなければならない。政府が管理している純社会支出は、ネットでみた公的に義務化されている社会支出 (9) という名称でとらえられている。最後に、グロスでみた任意の私的給付も直接税と間接税について補正され、ネットでみた直接的な任意の私的社会支出 (11) となる。

49. ネットでみた、これらの公的給付、義務化されている私的給付、任意の給付を加算することで純総社会支出 (13) の指標が得られる。この指標は、国内の経済生産における、受給者の可処分社会給付の比率を定量化している。しかしながら前述のように、現在の私的社会給付にたいする税制優遇措置 (T3) は、私的社会給付に資金を提供して

表6 ネットの総社会支出の計算:概観

十ノ一 行番号	項目
1.	グロスの公的社会支出
-	給付への課税(直接税)額と社会的拠出会担額
2.	純公的社会支出(間接給付額)
-	現金給付から消費された支出に課税される間接税額
3.	純公的社会支出(間接給付額)
+ T1.	現金給付を反映した社会目的の税制優遇
-	現金給付と同じ役割を果たす税制控除により消費された支出に課税される間接税額
4.	現金給付と同じ役割を果たす社会目的の税制優遇
+ T2.	現在の私的社会保障に対する社会目的の税制優遇
5.	純社会目的の税制優遇(年金に関する税制優遇を除く)
6.	ネットの公的社会支出(直接+間接給付額)(3+5)
7.	義務化された私的社会的社会支出
-	義務化された私的(預金)給付からの消費支出に課税される間接税額及び社会保障負担額
-	上記の現金給付から消費された支出に課税される間接税額
8.	義務化された純私的社会的社会支出
9.	ネットの義務化された公的社会的社会支出[6+8]
10.	任意の私的社会的社会支出
-	任意の私的(預金)給付からの消費支出に課税される間接税額及び社会保障負担額
-	上記の現金給付からの消費支出に課税される間接税額
11.	直接の任意の純私的社会的社会支出
12.	直接の私的社会的社会支出 (8+11)
13. 1	ネットの社会支出総額 (6+12+T2)

租税調整は網掛けのところでおこなった

1. 二重計上を防ぐため、ネットの社会支出総額は私的公的支出を足し合わせ、給付を原資とした消費にかかる間接税を引いている。

いることに等しい。それゆえに、この TBSPs は明らかに公的支出項目のひとつと考えられるが、私的給付に資金を提供しているということから単純に純公的社會支出を純私的社會支出に加えるのでは、家計が受ける給付を過大推計してしまうことになる。そこで、純総社會支出 (13) は、現在の純公的社會支出 (6) と 直接的な純私的社會支出 (12) を足し合わせ、現在の私的社會給付に対する TBSPs (T2) を差し引いたものとなる²³。純総社會支出は、一国の經濟生産に占める、社會給付の受給者に所有権がある部分の割合を識別する。

50. 最後に、純社會支出は、經濟規模の指標として最もよく使用される市場價格表示の GDP よりむしろ、要素價格表示の GDP と関連している。なぜかという、給付について間接税にかんする補正を行っているので、分母 (GDP) も同じように調整されなくてはならない。要素所得表示の GDP は、間接税と公的・私的企業にたいする政府補助金を含まないので、これが最も國際比較に適した指標だと考えられる。

表 6 純 (ネットの) 總社會支出の計算：概要

4.1.1 社会的分野におけるの租税調整の規模

51. 表 7 に示されているように、様々な調整の規模は、各国における特定の租税項目の重要性を反映している。

- **直接税および社會保障拠出。** オーストラリア、チェコ、アイルランド、日本、イギリス、アメリカでは公的給付に対する課税はきわめて限定的におこなわれている。オーストラリア、ベルギー、カナダ、ドイツ、ニュージーランドにおいても、公的現金移転に対する課税や社會保障拠出徴収の総額は、要素價格表示の GDP 比で 2% を超えない。イタリアとノルウェーは中間的な位置にあるが、デンマーク、フィンランド、オランダ、そしてスウェーデンでは公的給付にたいして非常に重い課税をしており、それは要素價格表示の GDP 比で 5% におよぶ。障害に関する私的給付に対する直接税は、ドイツ、オランダおよび北歐諸国と比較すると、オーストラリア、アイルランド、イタリア、韓国、ニュージーランド、イギリスそしてアメリカでは限定的である。データが入手可能な国々で比較すると、補足年金給付はカナダ、デンマーク、オランダ、フィンランド、スウェーデンにおいて、重く課税されてい

²³ 原則的には、私的給付を奨励する目的をもった税制優遇措置の価値は、その措置によって生じた私的給付に課せられた直接税および間接税の分を差し引くべきである。しかし、すでに本文に述べられているように、この TBSPs が私的給付を採用することについてどれほど影響を実際に与えているのか判断することは可能ではないので、ここではその部分の計算は試みられなかった。

る。

- 間接税。消費税を通じて還流される給付所得の額は、間接税率がきわめて低いオーストラリア、カナダ、日本、韓国、アメリカなどの国より、欧州諸国の方がかなり大きい。
- 社会目的のための税制優遇措置（年金への措置を除く）。この形態での社会的給付は、相対的に高い直接税率になっている国々、例えばデンマーク、フィンランド、オランダ、ノルウェー、スウェーデンでは、一般的にあまり重要でない。オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、アイルランド、日本、韓国、イギリスは、中間的な位置にある。社会的目的のための税制優遇措置は、ドイツ（児童に関するもの）とアメリカ（職域の医療保険に関するもの）において、より重要である。

4.1.2 政府の社会的努力

52. グロスでみた公的社会支出指標を見ると、公的社会的努力というのは西欧諸国と北欧諸国の方が、他のどの地域よりも格段に大きいという印象を与える。これらの欧州諸国の方が、公的社会の支出の要素価格表示の GDP 比で約 15%ポイント、他の非欧州 OECD 諸国よりも高い水準になっている（表 7 の 1 行目）。

53. しかしながら一般的に政府は、社会目的のための税制優遇措置によって給付する規模よりも大きい規模で、公的移転所得にたいする直接税および間接税の課税を通じて、多くの資金を国庫に還流させている。それゆえ、純公的社会支出は、通常、グロスでみた支出指標が示すよりも低くなる。デンマーク、フィンランド、オランダ、スウェーデンでは、この補正により、グロスでみた公的支出指標の値よりも純公的社会支出のほうが、要素価格表示 GDP 比で平均 7 から 9%低くなることが示されている²⁴。データが入手可能な国々において、グロスでみた公的社会支出の要素価格表示の GDP 比は平均で 24.5%だが、ネットでみた公的社会支出は平均で 20.6%となっている。グロスでみた公的社会支出とネットでみた公的社会支出の差が、要素価格表示の GDP 比で 1%未満と小さいのは、オーストラリアと日本である。一方、韓国とアメリカでは、グロスでみた公的社会支出は、実際のところ公的社会的努力を過少評価している（表 7 の 1 行目から 6 行目）。

表 7 純社会支出の指標（1997年）対GDP（要素価格表示）

²⁴ この GDP データは、SNA93 の定義（OECD, 2000e）に基づいているが、アデマ(1999)では、SNA68 の枠組みに基づいた GDP データを使っている。そのため、表 7 は第 1 版の数値と直接的に比較することはできない。附録 2 では、SNA93 に基づいた GDP 比でみた、純社会支出の時系列情報を収めている。

54. 表 7 は、グロスでみた公的支出が低い国（オーストラリア、カナダ、チェコ、アイルランド、日本、韓国、ニュージーランド、イギリス、アメリカ）では、給付への課税も軽くなっていることも示している。しかし、必ずしも逆は真でない。すなわちドイツはグロスでみて高い公的支出を行っている国だが、他のほとんどの欧州諸国とは異なり、給付所得に対する課税は限定的である。その結果、ネットでみた政府の社会的努力は、要素価格表示の GDP 比で 27%と、スウェーデンに次いで二番目の高水準にある。

55. 租税制度が社会給付に与える影響を考えれば、社会サービス（医療給付を含む）は、現金給付と比較して重要性を増してくる。「現金支出にたいするサービス支出比率」は、平均 64%（グロスでみた公的社會支出）から、ネットでみた公的社會支出が考慮されると、82%に増大する。韓国だけでなくデンマーク、ノルウェー、スウェーデンでも、財政施策が勘案されると、社会サービス（医療サービスを含む）が現金移転を上回っている。

4.1.3 家計からみた社会的努力

56. 一国の社会的必要を満たすためにどれ位の資源が投入されているかについての全体像をとらえるためには、ネットでみた公的社會給付およびネットでみた私的社會給付の両方が考慮されなければならない。すべての社会的給付、それにかかる平均税率を考慮することは、一国内の經濟生産のどの部分が社会的給付の受給者に所有されているのか識別することを容易にする。すなわち、それが純總社會支出（表 7、13 行目）である。最も高い比率であるのは、スウェーデン（要素価格表示の GDP 比で 30.5%）であり、それに及ばないまでも近い比率であるのは、ベルギー、デンマーク、ドイツで、要素価格表示の GDP 比で約 28%となっている。純總支出が 16 から 19%の幅にあるのが、チェコ、アイルランド、日本、ニュージーランドである。一方、最も低いのが、韓国（8.6%）であった。オーストラリア、カナダ、フィンランド²⁵、イタリア、オランダ、ノルウェー、イギリス、アメリカにおける社會給付の受給者は、一国の經濟生産の四分の一を得ている。純社會支出水準についてのこの類似性は、以下の 2 つの要因から生じている。a) アメリカにおける給付についてとりわけ重要な、私的社會給付を含めたこと、および、b) 租税制度の影響である。情報が入手可能な 18 カ国すべてを考慮すると、グロスでみた公的社會支出では 1997 年の標準偏差値は 8.1 であったが、ネットでみた純總社會支出ではわずか 5.4 であった。

²⁵ フィンランドにおける個人の給付所得にかかる「教会税」の推計値を計算に含めるかどうかは、どのようにそれを考えるかに依存する。「教会税」は国庫に入っていくわけではないので、純公的社會努力と判断するにしても、この項目を考慮する理由はどこにもない。しかしながら、受給者からすれば、この項目は總可処分給付に影響を与えているので重要である。そこで、純總社會支出を計算する際には、「教会税」は考慮される。

表7: 純社会支出の指標(1997年)対GDP(要素価格表示)

	オーストラリア	オーストリア	ベルギー	カナダ	チェコ	デンマーク	フィンランド	ドイツ	アイルランド	イタリア
1. 租公的社會支出(SOCX2000 "public expenditure" 数値)	18.7	28.5	30.4	20.7	21.7	35.9	33.3	29.2	19.6	29.4
給付への課税(直接税)と社会保険拠出	0.3	2.5	1.3	1.7	0.0	5.1	4.4	1.3	0.3	2.9
2. 純租公的社會支出(間接給付額)	18.4	26.0	28.6	19.0	21.7	30.8	28.9	27.8	19.3	26.6
税金給付から消費された支出に課税される間接税額	0.8	3.0	2.8	1.3	2.5	4.1	4.2	2.3	2.5	2.4
3. 純直接公的社會支出	17.6	23.0	25.8	17.8	19.3	26.7	24.8	25.5	16.7	24.1
1. 税金給付と類似した社会目的の税制優遇措置	0.2	0.4	0.6	0.6	**	0.0	0.0	1.9	0.3	**
間接税	0.0	0.1	0.1	0.1	**	0.0	0.0	0.3	0.1	**
4. 税金給付と類似した社会目的の税制優遇措置	0.2	0.3	0.5	0.6	**	0.0	0.0	1.6	0.2	**
12. 当座の私的給付に対する社会目的の税制優遇措置	0.0	0.1	0.0	0.4	**	0.0	0.0	0.0	0.2	**
5. 社会目的の税制優遇措置(年金に關する税制優遇を除く)	0.3	0.4	0.5	0.9	**	0.0	0.0	1.6	0.4	**
6. 現在の私的社會支出	17.9	23.4	28.3	18.7	19.3	26.7	24.8	27.2	17.1	24.1
7. グロスでみた課税化されている私的社會支出	1.2	0.9	1.7	0.0	0.0	0.4	0.2	1.3	0.0	1.5
課税化されている私的給付から消費された支出に課税される 直接税及び社会保険拠出	0.2	0.3	0.1	0.0	0.0	0.2	0.0	0.5	0.0	0.2
上記の給付から消費された支出に課税される間接税額	0.1	0.1	0.2	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.2
8. 現在のネットでのみ課税化されている私的社會支出	0.9	0.5	1.3	0.0	0.0	0.2	0.1	0.7	0.0	1.1
9. ネットでのみ公的に課税化されている社會支出(6+8)	18.8	23.9	27.5	18.7	19.3	26.9	24.8	27.9	17.1	25.2
10. グロスでみた任意の私的社會支出	3.4	0.9	1.0	4.8	0.0	1.1	1.3	1.1	1.8	0.1
任意の私的給付から消費された支出に課税される直接税及 社会保険拠出	0.1	0.0	0.0	1.1	0.0	0.3	0.3	0.1	0.1	0.0
上記の給付から消費された支出に課税される間接税額	0.2	0.0	0.0	0.3	0.0	0.1	0.2	0.1	0.2	0.0
11. 現在のネットでのみ任意の私的社會支出	3.1	0.8	0.9	3.5	0.8	0.8	0.8	0.9	1.5	0.1
12. 現在の純私的社會支出(8+11)	4.1	1.3	2.2	3.5	0.0	0.8	0.9	1.6	1.5	1.2
13. 現在の純社會支出総額(6+12-T2)	21.9	24.6	28.5	21.8	19.3	27.5	25.6	28.8	18.4	25.3
【備考】										
年金対象の税制優遇措置額	1.6	0.0	**	2.4	**	**	0.0	0.1	2.7	**
現物と現金の割合										
租公的社會支出	70.4%	40.6%	51.3%	59.4%	60.1%	69.3%	48.6%	65.5%	55.9%	31.3%
純公的社會支出	76.2%	54.2%	64.6%	70.2%	73.5%	121.7%	78.5%	73.9%	69.5%	41.0%
租税社會支出	58.1%	41.7%	49.8%	54.0%	60.1%	65.8%	47.0%	56.7%	55.6%	29.8%
純社會支出	64.4%	56.6%	62.9%	69.7%	73.5%	116.8%	76.3%	66.3%	71.0%	39.1%
市場価格表示の対GDP比率										
租公的社會支出	17.4	25.4	27.2	17.9	19.4	30.7	28.7	26.4	17.6	26.4
租税社會支出	21.7	27.0	29.5	22.1	19.4	32.0	30.0	28.6	19.2	27.8
純公的社會支出	16.6	20.9	23.5	16.2	17.2	22.9	21.4	24.6	15.4	21.6
ネットでのみ課税化されている私的社會支出	0.9	0.5	1.1	0.0	0.0	0.2	0.1	0.6	0.0	1.0
ネットでのみ任意の私的社會支出	2.9	0.7	0.8	3.0	0.0	0.5	0.7	0.8	1.3	0.1
純社會支出(6+12-T2)	20.4	22.0	25.4	18.9	17.2	23.5	22.1	26.1	16.5	22.7

1 "N/A"は情報がないもの。

2 フランスの純公的社會支出とネットでのみ公的に課税化されている社會支出には教會税が含まれていない。

3 純社會支出はフィンランドの納税者のうち87%が教會税を支払っているため、考慮に入れている。そして受給者すべての純給付に影響を及ぼす。二重計算を避けるために、私的社會給付に対するTBSPsの現在値は純社會給付の計算では無視している。

表7: 純社会支出の指標(1997年)対GDP(要素価格表示)

	日本	韓国	オランダ	ニュージーランド	ノルウェー	スウェーデン	英国	米国
1. 租公的社会支出(SOCX2000, public expenditure 数値)	15.1	4.4	27.1	20.7	30.2	35.7	23.8	15.8
- 給付への課税(直接税)と社会保険拠出	0.2	0.0	4.4	1.9	2.6	4.4	0.4	0.4
2. 純租公的社会支出(間接給付額)	14.9	4.4	22.7	18.9	27.6	31.3	23.4	15.5
- 現金給付から消費された支出に課税される間接税額	0.5	0.2	2.4	1.9	3.2	2.8	2.3	0.4
3. 純直接公的社会支出	14.4	4.2	20.2	17.0	24.4	28.5	21.1	15.0
+ T1. 現金給付と類似した社会目的の税制優遇措置	0.3	0.4	0.0	0.0	0.0	**	0.3	0.3
- 間接税	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	**	0.0	0.0
4. 現金給付と類似した純社会目的の税制優遇措置	0.4	0.4	0.0	0.0	0.0	**	0.3	0.2
+ T2. 当年度の私的給付に対する社会目的の税制優遇措置	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	**	0.2	1.2
5. 純社会目的の税制優遇措置(年益に関する税制優遇を除く)	0.4	0.4	0.1	0.1	0.0	**	0.5	1.4
6. 現在の租公的社会支出	14.8	4.6	20.3	17.0	24.4	28.5	21.6	16.4
7. グロスでみた憲法化されている私的的社会支出	0.5	2.5	0.8	0.0	1.2	0.4	0.4	0.4
- 憲法化されている私的給付から消費された支出に課税される 直接税及び社会保険拠出	0.0	0.1	0.3	0.0	0.3	0.1	0.1	0.1
- 上記の給付から消費された支出に課税される間接税額	0.0	0.3	0.1	0.0	0.2	0.0	0.1	0.0
8. 現在のネットでのみ消費されている私的的社会支出	0.5	2.1	0.5	0.0	0.7	0.2	0.3	0.3
9. ネットでのみ公的に憲法化されている社会支出[G+B]	15.3	6.7	20.8	17.0	25.1	28.7	21.9	16.8
10. グロスでみた任意の私的的社会支出	0.4	1.9	4.7	0.5	**	3.0	3.8	8.4
- 任意の私的給付から消費された支出に課税される直接税及び 社会保険拠出	0.0	0.0	0.9	0.0	**	0.7	0.5	0.4
- 上記の給付から消費された支出に課税される間接税額	0.0	0.0	0.4	0.0	**	0.3	0.2	0.2
11. 現在のネットでのみ任意の私的的社会支出	0.4	1.9	3.3	0.5	**	1.9	2.9	7.8
12. 現在の純私的的社会支出 (8+11)	0.9	4.0	3.8	0.5	**	2.2	3.2	8.1
13. 現在の純社会支出総額 (8+12-T2)	15.7	8.6	24.0	17.5	25.1	30.6	24.6	23.4
[備考]								
年金対象の税制優遇措置額	0.9	0.0	1.2	0.0	0.0	**	2.7	1.1
現物と現金の割合								
租公的社会支出	79.5%	132.7%	40.6%	46.2%	96.7%	78.2%	51.9%	77.3%
純公的社会支出	82.1%	122.9%	62.6%	62.5%	155.7%	122.4%	60.6%	72.3%
租総社会支出	71.3%	100.4%	37.7%	49.8%	89.5%	71.2%	42.8%	88.7%
純総社会支出	74.1%	104.6%	59.2%	67.9%	145.3%	112.9%	52.0%	97.6%
市場価格表示の対GDP比率								
租公的社会支出	14.2	4.3	24.2	20.7	26.1	31.8	21.2	14.7
租総社会支出	15.1	8.4	29.1	21.3	27.2	34.8	24.9	22.9
純公的社会支出	13.9	4.4	18.2	17.0	21.1	25.4	19.2	15.3
ネットでのみ憲法化されている私的的社会支出	0.5	2.1	0.4	0.0	0.6	0.2	0.3	0.3
ネットでのみ任意の私的的社会支出	0.4	1.8	3.0	0.5	**	1.7	2.5	7.3
純総社会支出 (8+12-T2)	14.7	8.3	21.5	17.5	21.7	27.3	21.8	21.8

4.1.4 租税と社会支出の動向

57. 社会移転について支払われる租税と社会保障拠出を考慮することは、国際比較を容易にするばかりでなく、よりはっきりとした時系列での一国の社会的努力の輪郭を与えうる（附録 2 参照）。例えば、1994 年にデンマークの租税制度は、給付所得への直接税や間接税の課税により政府歳入を増やすような、大きな変革を経験した。1994 年以降、デンマークでは老齢現金給付と社会扶助は課税対象となったが、同時に、ネットでの給付価値が変化しないようにグロスの給付は引き上げられた（Erhvervsministeriet 他, 1996）。合計で、年金や社会扶助の給付にたいしてのグロスでみた支出は約 28 億ドル増加し、一方でこれらの給付からの直接税による歳入額は 24 億ドル増加した（課税最低限の平均は約 1%増大した）。これらの変更の結果、1993 年から 1995 年にかけて、グロスでみた公的支出は要素価格表示の GDP で 0.7%増大した一方、同じ期間に、ネットでみた公的支出は 0.4%減少した（附録 2）。これと似ていなくもないが、オランダにおける税制改革は 1989 年から 1990 年にかけて GDP 比で公的社会支出を 1.4%増大させた。1990 年におけるグロスでみた公的支出は 5%である（Tweedek Kamer der Staten-Generaal, 1990, p.5）。ネットでみた給付は、大部分影響を受けていないものと考えられる²⁶。

58. ベルギーは 1982 年からの純給付データが入手可能である唯一の国である（附録 2）。1982 年以降、ベルギーには、大きく粗支出および純支出を相違させるような税制改革はなかった。しかしデンマークやオランダの例は、税制度の影響にかんする補正を行わないと、いかに公的および総社会支出の不正確な見識に導きうるかを示している。そして、そのことは、純社会支出指標の発展および維持の重要性を強調している。

5. 結語

59. 社会的努力を総合的に分析するためには、公的現金移転、私的現金移転、そして社会サービスに加え、社会支出にかんする税制度についての詳細な情報を必要とする。1997 年について、今やこうした情報は 18 カ国で入手可能である。現存の情報を改良する継続中の努力にもかかわらず、データ制約は存在しつづける。私的社會給付に関する入手可能なデータは、公的支出に関する情報と比較すれば質が低い。雇用主が提供して

²⁶ オランダにおける 1990 年の税制改革では、雇用主に課せられていた社会保障拠出料の一部が、被雇用者に移された。それまで被雇用者は、追加的な被用者拠出を補う付加的拠出を雇用主から支給されていた（オランダ語で *Overhevelingstoeslag* という）。粗社会給付が、受給者の給付所得にかかる社会保障拠出の増大を補うために引き上げられた。

いる家族給付および非政府組織による給付に関するデータ制約が最も顕著である。さらに、推計手法上の問題やデータ制約の問題は、年金に対する税制優遇措置の測定に影響を及ぼしている。

60. しかしながら、これらのデータ制約が、分析結果を無効なものとするのはなさそうである。私的社会保障給付は、私的社会保障医療や年金に比較して小さい。そして、社会目的のための税制優遇措置への公的コストは十分に大きいとはいえ、その規模は直接的な給付より小さい。それゆえ、つぎのような結論が引き出せる。

- 私的社会保障給付や社会支出に与える税制度の影響を考慮すると、分析対象となった18カ国間の社会的努力の水準差が縮小する効果がある。
- オーストラリア、日本、韓国、アメリカ以外、公的な社会的努力は、グロスでみた支出データで示されるよりもかなり低い。それは、ほとんどの国が、とりわけ、デンマーク、フィンランド、オランダ、スウェーデンが、社会給付およびその給付による消費に対して重く課税しているからである。
- 租税制度と私的社会保障給付の役割の双方を考慮した結果、一国の経済生産の中で社会保障給付の受給者に所有される割合が、オーストラリア、カナダ、フィンランド、イタリア、オランダ、ノルウェー、イギリス、アメリカで似通っていることが明らかになった。

61. 一国の社会保障制度枠組みのなかで、租税制度を通じて、または私的給付の役割を通じて、社会政策の目標をどのように達成しているかは、各国間で大きな違いがある。その相違は、その社会システムの再分配的性質を示唆している。私的社会保障制度は、公的社会保障制度と比較して、かなり限定的な資源の再分配をもたらすかもしれないが、私的年金や私的医療保険に対する税制優遇措置は、それよりさらに再分配をもたらさない。職域での私的社会保障給付のほとんどは、(元)就業者間の所得再配分である。このことは、例えばアメリカにおいてそうであるが、財政的な優遇措置がある個人の退職貯蓄制度や集団での退職貯蓄制度についても同様にいえる。これらほとんどの制度が、最も恵まれない人々には利用できないものとなっている。したがって、オランダや北欧のように高税率の国では所得再分配の影響は、アメリカのように私的社会保障支出がより重要な役割を果たしている国より、かなり大きい。

62. それにもかかわらず、グロスでみた直接公的社会保障支出のレベルの大きな違いは、その政府が財政的に私的制度を刺激する強制力による社会政策的目的を遂行する際の違いによる。私的社会保障給付や租税制度の影響を考慮しない社会保障支出の国際比較は間違った結論を導きやすい。

参考文献

- ADEMA, W. (1999), "Net Social Expenditure", Labour Market and Social Policy Occasional Papers No. 39, OECD.
- ADEMA, W. and M. EINERHAND (1998), "The Growing Role of Private Social benefits", Labour Market and Social Policy Occasional Papers No. 32, OECD,
- ADEMA, W., M. EINERHAND, B. EKLIND, J. LOTZ, and M. PEARSON (1996), "Net Public Social Expenditure", Labour Market and Social Policy Occasional Paper, No. 19., Paris.
- THE AUSTRALIAN TREASURY (1997), *Tax Expenditures Statement, 1996-97*, Australian Government Publishing Service, Canberra.
- BUNDESMINISTERIUM FÜR FINANZEN (1998), *Förderungsbericht 1998*, Vienna.
- BUNDESMINISTERIUM FÜR ARBEIT UND SOZIALORDNUNG (1999), "Materialband zum Sozialbudget 1998", Bonn.
- BULL, N., J. HOLTZBLATT, J.R. NUNNS, and R. REBELEIN (1999), "Defining and Measuring Marriage Penalties and Bonuses", Office of Tax Analysis Papers, <http://www.treas.gov/ota>
- DEPARTMENT OF FINANCE CANADA (2000), *Tax Expenditures and Evaluations, 2000*, Ottawa.
- ERHVERVMINISTERIET, FINANSMINISTERIET, SKATTEMINISTERIET, ØKONOMIEMINISTERIET (1996), *Skatteudgifter i Danmark*, Copenhagen.
- GOVERNMENT OF IRELAND (2000), *Statistical Report of the Revenue Commissioners 1999*, Dublin.
- HUGHES, G and B.J. WHELAN (1996), Occupational and Personal Pension Coverage, 1995, The Economic & Social Research Institute, Dublin.
- INLAND REVENUE (1999), *Tax Ready Reckoner and Tax Reliefs*, HMSO, November, London.

DEELSA/ELSA/WD(2001)5

IRS (2000), *Individual Income Tax Returns: Income and Tax Items for 1997*, Internal Revenue Service (US Department of the Treasury), Internet:
http://www.irs.ustreas.gov/prod/tax_stats/index.html.

KERNS, W.L. (1997), "Cash benefits for Short-term Sickness, 1970-1994", *Social Security Bulletin*, vol. 60, No. 1, pp. 49-53, Washington DC.

KERNS, W. L. (1997a), "Private Social Welfare Expenditures, 1972-1994", *Social Security Bulletin*, Vol. 60, No. 1., pp. 54-60, Washington, DC .

McKINSEY and COMPANY (1996), *Comparative Care Costs in Germany, the United Kingdom and the United States*, Washington DC.

MINISTERIO DEL TESORO (1998), *Relazione Generale sulla Situazione Economica del Paese*, Rome.

OECD (1996), *Tax Expenditures: Recent Experiences*, Paris.

OECD (1999), *Benefit Systems and Work Incentives*, Paris.

OECD (2000), *OECD Social Expenditure Database, 1980-1997*, Paris.

OECD (2000a), *Revenue Statistics, 1965-1999*, Paris.

OECD (2000b), *OECD Health Data 2000*, Paris.

OECD (2000c), *Pushing Ahead with Reform: Labour Market and Social Safety-Net Policies in Korea*, Paris.

OECD (2000d), *Taxing Wages, 1998-1999*, Paris.

OECD (2000e), *National Accounts of OECD Countries, Main Aggregates, Vol. 1, 1988-1998*, Paris.

OECD (2001), *Social and Health Policy Analysis*, Paris, *forthcoming*.

OMB (1999), *Budget of the United States Government, Analytical Perspectives, Fiscal year 1999*, Office of Management and Budget, Washington D.C.

STATISTIK ÖSTERREICH (2000), *Integrierte Lohn- und Einkommensteuerstatistik 1996*, Vienna.

DEELSA/ELSA/WD(2001)5

STATISTIK ÖSTERREICH (2000), *Lohnsteuerstatistik 1998*, Vienna.

DFaCS (2000), "Tax Reform Fact Sheets", Department of Family and Community Services, Commonwealth of Australia, Internet://www.facs.gov.au/.

SCHIEBER, G.J., J-P. POULLIER and L.M. GREENWALD (1994), "Datawatch: Health System

SNA (1993), *System of National Accounts 1993*, CEC-EUROSTAT, IMF, OECD, UN and the World Bank, Brussels/Luxembourg, New York, Paris, Washington, DC

TWEEDE KAMER DER STATEN-GENERAAL (1990), *Financiële Nota Sociale Zekerheid 1980*, Tweede Kamer, vergaderjaar 1989-1990, 21 312, nrs. 1-2, The Hague.

附録 1 私的社会給付の範囲

私的社会給付の範囲の区分は、その術語の階層制に基づく。まず、なにが社会的でなにが社会的でないのかは、その給付の目的および保護（protection）の提供における再分配の広がりによって決められる。世帯への社会的援助は、厚生水準が低下した状況が続く間の援助を提供するために、その個人や世帯への公的および私的制度からの給付、およびその個人や家計を対象とした財政的拠出にかかわっている。『OECD 社会支出データベース』は、このような社会目的を持つ給付を、以下の領域に分類している。すなわち、老齢現金給付、障害現金給付、業務災害傷病給付、疾病給付、老齢者および障害者への現物給付、遺族給付、家族現金給付、家族現物給付、積極的労働市場政策（ALMPs）、失業給付、住宅給付、公的医療給付、その他のリスクを対象にした給付（たとえば、低所得者向け現金給付）である。

次に、公的機関と私的機関のどちらがその制度の財政管理をしているかによる、区分がある。この意味で、「私的」は「社会的」という言葉の対ではなく、「公的」という言葉の対になる。社会的給付の資金的な流れを政府（政府とは、社会基金を含む、中央政府および地方政府）が管理している場合、「公的」とみなされる。政府が公務員に対して給付を行っている場合にも公的になる。一般政府によって提供されていない社会給付はすべて私的分野に入る。

私的社会給付の範疇は、社会目的を持つ公的給付よりは、明確ではない。というのは、私的制度における個人間の再分配要素を識別することはしばしば困難だからである。すなわち、私的社会給付を、社会的でない私的給付と区別することは、とりわけ困難であり得る。この附録は、私的社会給付を分類する際に生じる問題について詳述する。

社会目的のためのもの

社会的であると私的制度がみなされるためには、その給付が（類似した給付を行っている公的制度と同様に）社会目的に寄与し、かつ個人間の再分配機能を含んでいなくてはならない。社会目的とは、SOCX（上記）の分類のものと同一であるが、私的社会給付のほとんどは、引退期所得や遺族給付を提供する年金制度²⁷、障害に関する給付、医

²⁷ 生命保険契約は、その給付が遺族に提供される場合、明らかな社会目的をもっている。しかしながら、実際には、生命保険契約はたいてい貯蓄手段（生命保険契約は個人の担保付融資契約と関連付けられていることもありうる）として販売されている。通常、生命保険契約の支払いは死亡時ではなく契約満期時に行われる。「遺族に給付された額」だけを別

療給付、そして家族給付に関係している。私的失業保険給付は存在する（たとえばアメリカ）が、一般的ではない。

個人間の所得再分配

私的制度の個人間の再分配は、多くの場合、公的規制や財政的介入によってもたらされている。義務化されている給付の場合、雇用主や個人は、自分達のリスク分布構造や関連する市場価格とは無関係に、その保護（protection）提供を採用しなければならない。つまり、そのような給付を労使協約や個人単位で採用するよう奨励している公的な財政的介入は、その給付を採用するかどうか必ずしも個人のリスク分布構造や関連する市場価格によって完全に決められているわけではないことを意味している（同じことは労使の団体協定に由来するものや協約に基づき雇用者によって採用された社会給付についてもいえる²⁸）。このような私的制度と、法的に規定された私的制度との間には、高い類似性がある。

このように、私的保険制度に基づく、雇用主や家計に対する義務的で財政的な政府介入は、私的社会給付の範囲をほぼ決定している²⁹。これらの給付とは別に、私的社会援助は、非営利の非政府組織（NGOs）からも提供される。赤十字や救世軍のような組織は、なんらかの理由で国の社会的保護制度からの十分な援助を受けていない人々たとえばホームレス、薬物中毒者など、多数の社会的問題を持つ人々に対して、給付を行っている（OECD, 1999a）。これらの非政府組織は、多くの場合、政府の補助金や税制優遇措置と同様、（家計と企業の双方からの）寄付によっても援助されている。

集計したデータは入手可能でなく、それゆえ、すべての生命保険からの給付支払いと、それに関する租税支出は分析からは除外されている。

²⁸ 雇用主によっては、被雇用者に対して、個人単位で、かつ任意に（企業内）福利厚生を直接的に提供する場合がある。これは、労働者の定着や高い品質の労働力を得ることで、企業の調整費用を削減することを目的に行われているものであろう。被雇用者グループ全体に対するものでないこれらの給付は、社会的とはみなされない。例えば、ある雇用主が、ある特定の被雇用者への年金給付に対して、他の被雇用者達が受け取っているものとは独立に、拠出する。このような拠出は、社会的給付とは呼ばない。そうした拠出は、個人単位で、かつ任意に行われているからである。

²⁹ 義務化されていない、あるいは財政的に優遇されていない他の給付、その類似性から社会的であるとみなされる場合がある。自営業者個人が、時にある職域の枠内で、社会的リスクのために自ら保険に加入することがある。同様に、被雇用者集団が、たとえば労働組合の管理下で、保険をかけることがありえる。リスクをプールすることを通じて、この種の「集団保険（group insurance）」は、個人の拠出が現行の市場価格で評価した個人のリスク分布構造のみによって完全には決定されないことを、確実にしていそうである。このことは、個人が共済組合を通じた個人保険にも当てはまる。それゆえ、このような制度による社会目的をもった給付は、社会的範疇に入るとみなされる。

一般に個人（保険）制度は、個人のリスク分布構造に基づき、市場価格によって得られるので、社会的範疇の外にある。しかし、財政的手段や法規制を通じた公的介入は、近接した私的制度に個人間の再分配要素を導入する。それゆえ、そのような私的年金制度、例えばアメリカにおける個人退職勘定は、社会的とみなされる。

対照的に、個人的保険を選択することは、社会目的をもっているとはいえ、個人に関するものであり、かつその保険料は個人の選考および個人の「リスク分布構造(risk profile)」に基づいている。このような、拠出と保証されている給付が市場価格と個人のリスク分布構造で決まるような保険は、ここでは純粋に私的であるとみなされ、社会的という範疇外としている。このような制度とは、例えば、財政的促進策や法規制がない、個人で加入する、私的年金や医療保険などである。

このように、個人のリスク分布構造が保険加入や給付を完全に決定する場合には、社会的な範疇には入らない。理論的には、この基準は、社会的であるか否かの明確な区別を提供するはずである。しかし、実際にはこの区別は明確には行われない。その点を示すために、ここでは政府が極端な率で個人年金に財政的な刺激策を与えているケースを想定する。

- ある個人が、自分の勘定に初めに 1000 単位の支払う。政府はこの支払に対して 200 単位の財政控除を行う。
- ある個人によって支払われた次の 1000 単位に対して、政府は 100 単位の財政控除を行う。
- 2000 単位を超える拠出部分については、何ら財政的な奨励策はない。

もし政府の財政的「補助金（または失われた歳入）」が社会目的に寄与することを意図しているならば、それらは公的援助の範疇にはいるものとしてここでは見なされている³⁰。もし私的給付が個人のリスク分布構造によって現在の市場価格でその私的給付が完全には決められていないのならば、その私的給付は社会的と見なされる。したがって、「(法規制や財政的な奨励策のある) 上限」までの拠出に対する年金給付は社会的と見なされよう。上限を超えた拠出に対する年金給付は、純粋に私的なものとして見なされ、社会的なものではない。これらの給付は、法規制や財政的な優遇措置によって派生しているのではなく、個人のリスク分布構造と市場価格によって完全に決められている。

³⁰ 一般的に貯蓄を奨励するような財政政策、あるいはある特定集団たとえば若年者の貯蓄を奨励するような財政政策は、社会目的のための税制優遇措置とはみなされない。

したがって、たとえば個人貯蓄制度から派生した給付は、税制優遇措置がされた過去の部分については、社会的である。給付に対する財政的な関与だけを社会的とみなすべきだという意見があるかもしれない。しかしながら、そうした財政政策は、税制優遇措置がもはや適用されなくなる上限までについては、再分配を行っているので、そのような拠出から派生した全給付は含まれる。税制優遇措置は年金給付にあるが拠出にはないニュージーランドでは、税制優遇措置の対象となる年金給付のみが含まれる。それゆえ、理想的には、財政的に奨励された拠出に由来する私的給付のみを含めたかった。しかしながら、現在入手可能なデータでは、財政的優遇を受けた個人年金の給付と受けていない給付を総合的に区別するのは容易ではなかった（現在において、財政的な優遇措置のない部分は少ないかもしれないが、該当するような年金制度が成熟化するにつれより重要になる）。

私的社會医療

私的に提供される医療給付および患者負担部分をどのように扱うかは、間違いなくより複雑である。原則的に、個人のリスク分布構造と現在の市場価格での個人選好によってきまる給付はすべて社会的ではない。しかし、一見したところでは、個人のどの支出がこの分類になるかは必ずしも明らかではない。私的医療保険によってだけで個人がカバーされているものと仮定し、ある個人は、1000 単位かかる費用のうち 800 単位が私的医療保険者によって支払われ、残りの 200 単位が個人の負担となる医療を受けるものとする。もし私的医療保険には再分配要素が含まれないなら、その提供される医療サービスは市場価格と個人のリスク分配構造を反映するので、この制度や患者の自己負担から支払われている給付を社会的とみなす理由は何もない。

しかしながら、個人が皆保険の公的医療制度および税制優遇措置のある補足的な職域私的医療保険制度にカバーされている場合を考えよう。その個人は、1000 通貨単位かかる医療費のうち 600 単位が公的医療保険から支払われ、300 単位分が私的医療保険で支払われ、残り 100 単位を自己負担として支払うような医療を受けるものと仮定する。この場合、あきらかに公的社会給付は 600 単位³¹であり、私的社会的給付（この私的医療制度は税制優遇措置を受けているので「再分配的」である）は 300 単位である。しかし残りの自己負担はどう考えればよいのだろうか。この問いかけは 2 つの要素をもっている。すなわちひとつは、その個人が医療的必要（社会的リスク）ゆえにこの医療を受けたのか？総費用 1000 単位は完全に市場価格によって決定されているのか？もし政府の補助金または規制がその医療価格（1000 通貨単位）と受診率に影響するなら、個

³¹ 私的医療制度への租税支出の価値まで含めると、公的な支出総額はこれ以上になる（しかし、この種の租税支出額を特定の医療項目に按分するのは困難である）。

人の自己負担（100 通貨単位）もまた補助金を受けており、かつ社会的リスクを解決するように使われているので、社会的範疇にこの自己負担を入れる強い論拠がある。事実、額としては小さくても、政府は医療サービス需要を削減するために、自己負担を導入することがしばしばある。このことは、政府の補助金や規制の医療サービス需要に与える影響は、個人年金への補助金や規制による影響と似ていなくもないことを示唆している。しかし、医療行為の領域によってこの影響は多様であると考えられる。例えば、美容整形外科手術の需要は、出生時の医療サービス需要と比較すれば、価格の影響をより受けやすく、また医療的必要（社会的リスク）の影響受けにくいと考えられる。

私的社會医療の支出指標は、再分配の要素をもつ私的医療制度（この種の医療保険制度は、たいていの場合職域で提供され、税制優遇措置を受けている）に由来する給付についての推計値である。推計値は『OECD 医療統計 2000』に基づいている。個人の支出に関する入手可能なデータは、病院窓口での個人の自己負担部分とそれ以外の自己負担された医療支出との間の区別がつかない。しかし、『OECD 医療統計』は将来この区別をおこなうように改良されている。個人の支出に関するデータを含まないということは、どのような種類の個人負担（病院窓口での自己負担部分を含む）も再分配を受けていないということが暗黙に仮定されている。これは現実に即していない強い仮定であるが、すべての自己負担を含むという他の方法よりは現実的だと判断される。以上のように、私的社會医療給付の推計は、医療制度の「真」の社会的広がりをいくぶん過少評価しているかもしれない。

給付制度の個別要素の識別

実際のところ、義務化されている私的給付、任意の私的給付および社会的範疇に入らない他の私的給付の間に、曖昧でない分類を行うことは必ずしも容易ではない。このことは、疾病給付のように雇用主から被雇用者へ直接支払われるのではなく、義務化されているその他の拠出から派生する給付である場合について特に言える。この場合、 t 年における給付の支払い $B(t)$ は、前年の拠出 $C(t-n)$ と、その投資所得に対する収益率 $I(t-n)$ に関係している；。

$$B(t) = F [\Sigma (C(t-n), I(t-n))]$$

数年にわたり特定制度に対して支払われた拠出総額（ C ）は、様々な種類の拠出、義務化されている拠出（ C_m ）や労働協約による拠出（ C_c ）や財政的に優遇された個人の拠出（ C_f ）、そして財政的に優遇されていない個人の私的拠出（ C_i ）の総和である。したがって、任意の年における総和は以下の通りである。

$$C = C_m + C_c + C_f + C_i$$

このように、 x 年における給付支払いは前年までに行われた4種類の拠出と関連し、各拠出の相対的重要性は年によって変動しうる。

しばしば給付の支払いに関するデータは、合計支払い額 (B_x) でしか記録していないし、異なる種類の拠出 (C_m, C_c, C_f, C_i) に由来する給付を別々に識別することは容易ではない。例えばオーストラリアの老齢年金 (Superannuation) 制度、あるいはイギリスの私的年金制度によって支払われる給付についてのデータは、義務化されている拠出に由来する給付部分を別個に識別していない。オーストラリアにおいて、義務化されている拠出から派生する給付についての推計は入手可能ではなく、すべての老齢年金給付は任意の私的社會給付の項目に分類されている。これは、義務化されている拠出から派生している老齢給付の額がいまのところは相対的に小さいからなのだが、こうした給付は老齢年金制度が成熟化するにともない増大するものと予想される。